

議案第5号

平成22年度狭山市一般会計補正予算（第4号）

平成22年度狭山市一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ254,789千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,711,178千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		360,000	1	360,001
	5 地方道路譲与税	0	1	1
11 地方交付税		1,708,409	105,714	1,814,123
	1 地方交付税	1,708,409	105,714	1,814,123
15 国庫支出金		5,210,544	△224,419	4,986,125
	1 国庫負担金	4,517,425	△193,310	4,324,115
	2 国庫補助金	640,781	△31,109	609,672
16 県支出金		2,133,151	△28,731	2,104,420
	1 県負担金	1,088,738	△28,731	1,060,007
17 財産収入		54,268	60,153	114,421
	2 財産売払収入	27,430	60,153	87,583
18 寄附金		1,477	3,843	5,320
	1 寄附金	1,477	3,843	5,320
22 市債		4,310,690	△171,350	4,139,340
	1 市債	4,310,690	△171,350	4,139,340
歳入合計		45,965,967	△254,789	45,711,178

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		9, 516, 235	187, 981	9, 704, 216
	1 総 務 管 理 費	8, 172, 788	187, 981	8, 360, 769
3 民 生 費		15, 222, 766	△250, 770	14, 971, 996
	2 児 童 福 祉 費	6, 750, 039	△250, 770	6, 499, 269
8 土 木 費		5, 150, 722	30, 000	5, 180, 722
	2 道 路 橋 り よ う 費	954, 233	30, 000	984, 233
10 教 育 費		5, 171, 936	△222, 000	4, 949, 936
	2 小 学 校 費	1, 099, 207	5, 000	1, 104, 207
	3 中 学 校 費	1, 124, 950	△239, 000	885, 950
	5 社 会 教 育 費	697, 599	12, 000	709, 599
歳 出 合 計		45, 965, 967	△254, 789	45, 711, 178

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	一般市道舗装改良事業	38, 000
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校図書館図書購入事業	5, 000
	3 中 学 校 費	中学校図書館図書購入事業	3, 000
	5 社 会 教 育 費	図書館備品購入事業	9, 200
		館内カメラ設備改修事業	2, 800

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校校舎耐震補強事業費	千円 433,450	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。	千円 262,100	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。

平成23年2月18日提出

狭山市長 仲川幸成